令和8年 年末調整のご案内

お客様へ｜必要な書類を確認して、ご提出ください

申告書の書き方

① 全員が確認・提出する申告書

☐ 扶養控除等（異動）申告書

☐ 基礎控除・配偶者控除等・特定親族特別控除等の申告書

☐ 保険料控除申告書（控除を受ける方は証明書も添付）

＊　各申告書の記載内容をご確認の上、氏名欄にご署名下さい

② 該当する方だけ用意する書類

☐ 生命保険・地震保険の控除証明書

☐ 国民年金・iDeCo・小規模企業共済等の控除証明書

☐ 住宅ローン控除申告書・年末残高証明書（２年目以降）

☐ 令和8年中に転職した方：前職の源泉徴収票

③ 書く前にチェック！

氏名・住所・生年月日・扶養家族に変更はありませんか？

配偶者や扶養親族の「令和8年中の収入見込み」を確認。

給与以外の所得（年金・副業等）がある方も確認してください。

④ 住宅ローン控除の初年度の方

原則として年末調整ではなく確定申告が必要です。

必要書類について担当者にご相談ください。

提出期限：令和8年　　月　　日 ごろまで

担当：　　※証明書の添付漏れにご注意ください。

令和8年　年末調整

扶養控除等（異動）申告書

氏名・世帯主・配偶者・扶養家族を確認



1　まず、ご本人の欄を確認

住所・生年月日・配偶者の有無を記入します。

「あなたの個人番号」が空欄なら、マイナンバーを記入してください。

世帯主の氏名と、あなたから見た続柄も記入してください。

＊　申告書の記載内容に誤りがないかご確認の上、氏名欄にご署名下さい

2　扶養家族・変更のある方

扶養親族の氏名・生年月日・所得見積額などを確認。

結婚・出産・就職・退職などの異動も確認してください。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等

同じ家計の親族を、配偶者など他の所得者が扶養控除等の対象とする場合に記入。

例：子どもの扶養控除を配偶者が受ける場合。本人と配偶者で重複して控除はできません。

源泉控除対象配偶者の要件

本人の合計所得900万円以下（給与収入のみなら1,095万円以下）

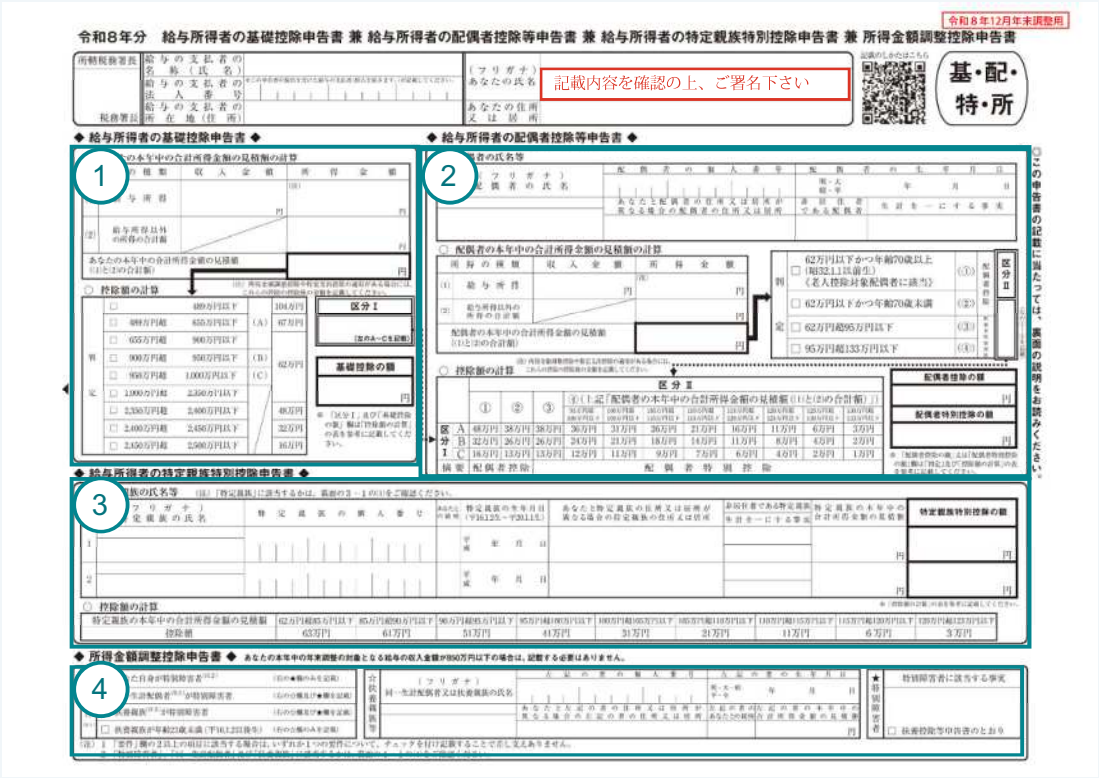
配偶者の合計所得95万円以下（給与収入のみなら169万円以下）

生計を一にする配偶者で、事業専従者等の除外条件に該当しないこと。

令和8年　年末調整

基礎控除・配偶者控除等申告書

特定親族特別控除・所得金額調整控除も同じ用紙



上の画像：添付の令和8年分申告書（全体イメージ）

1 基礎控除申告書

令和8年中の給与収入と、給与以外の所得の見積額を確認。

2 配偶者控除等申告書

配偶者の年間所得133万円以下（給与収入のみなら年収207万円以下）の場合記入

3 特定親族特別控除申告書

19歳以上23歳未満の親族がいる場合、所得要件を確認。
（合計所得金額62万円超123万円以下／給与収入のみの場合136万円超197万円以下）

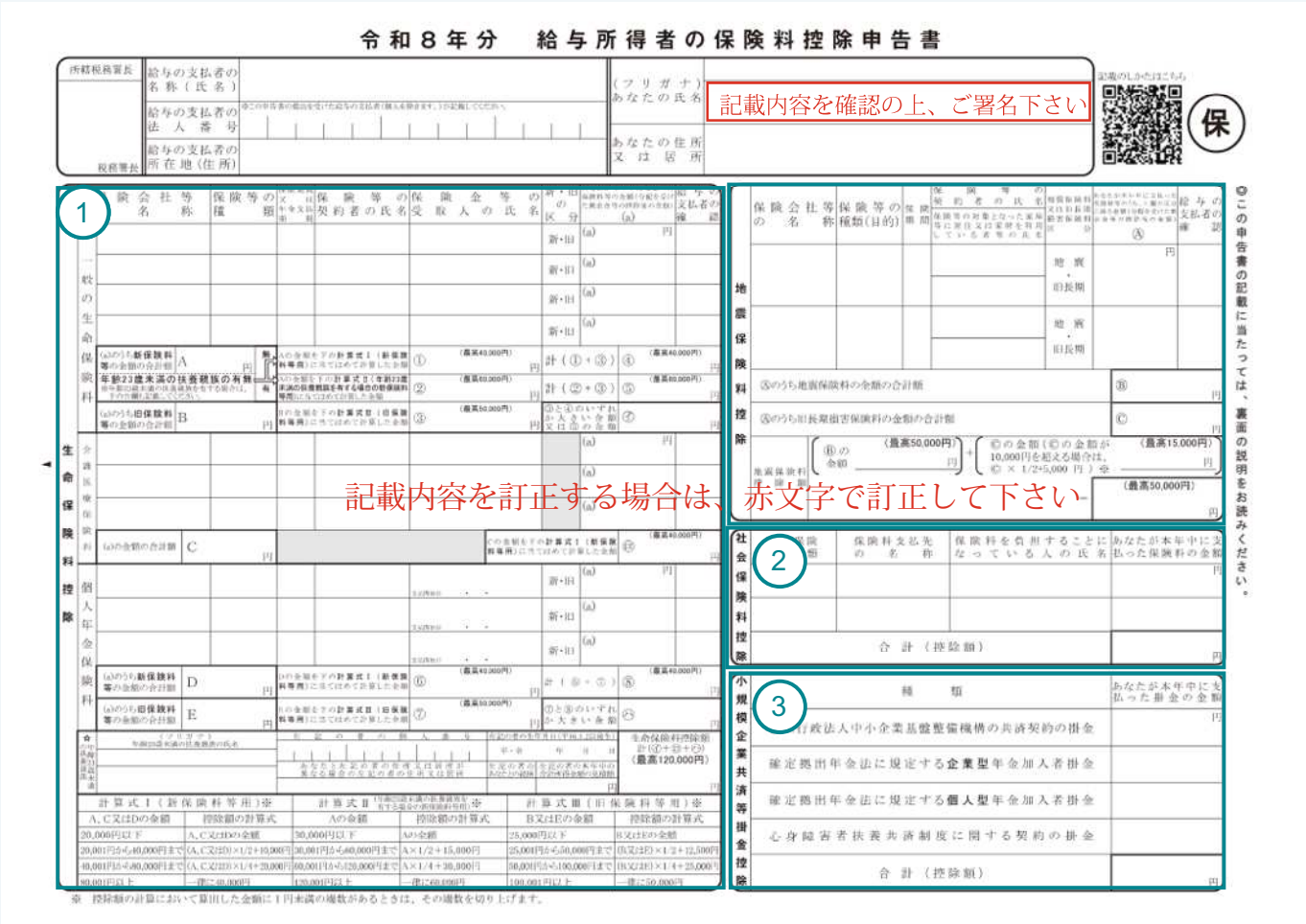
4 所得金額調整控除申告書

給与収入850万円超など、一定の要件を満たす方が記入。

令和8年　年末調整

保険料控除申告書

保険会社等から届いた証明書を準備しましょう



上の画像：添付の令和8年分申告書（全体イメージ）

1 生命保険・地震保険

控除証明書を見ながら保険会社名・保険料などを記入。
証明書も忘れずにご用意ください。

2 社会保険料

給与天引き以外にご本人が負担した保険料を確認。
国民年金保険料は控除証明書等を用意してください。

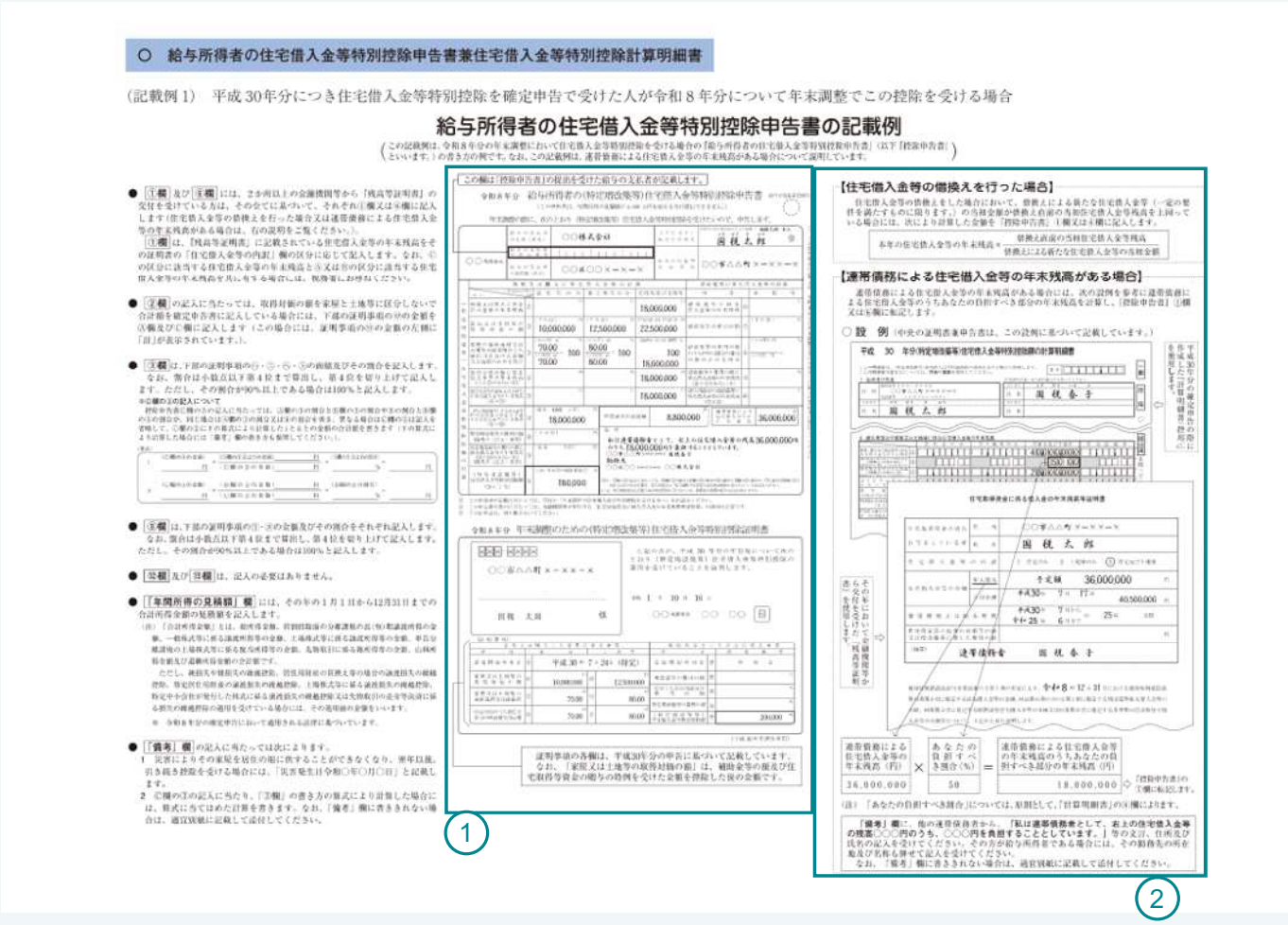
3 iDeCo・小規模企業共済

掛金の証明書を確認し、該当する欄に記入します。

令和8年　年末調整

住宅ローン控除申告書

年末調整で手続きするのは原則２年目以降



上の画像：添付の令和8年分記載例（全体イメージ）

1　税務署から届いた書類

住宅借入金等特別控除申告書・控除証明書などを準備。

2　金融機関等から届いた書類

住宅ローンの年末残高証明書などを確認します。

3　記入・提出するとき

年末残高・居住開始日・控除区分などを確認。
令和8年に初めて入居した方は、原則として確定申告です。